

公の施設の指定管理者の指定の件（リサイクルプラザ）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市リサイクルプラザ

2 公の施設の位置

札幌市西区宮の沢1条1丁目

3 指定管理者

札幌市中央区北4条西15丁目1番地53

特定非営利活動法人環境り・ふれんず

代表理事 石塚 祐江

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、リサイクルプラザの指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。